

件名

金融商品取引法施行令第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第二百四十七号）の施行に伴い、金融商品取引法施行令第六条の第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を定める件（平成三十一年金融庁告示第三十一号）の一部を次のように改正し、令和八年五月一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第七條第五項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定める。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六條の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定め、平成三十一年四月二十九日から適用する。</p>